

寒川町共通商品券に関する利用情報

(改正資金決済法第13条、前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2)

当会の発行する商品券(前払式支払手段)に関する利用情報は以下の通りです。

1. 発行者

寒川町商工会

2. 種類と支払い可能金額等

種類	支払可能金額／引換内容
商品券	券面に表示の金額

3. 発行及び利用に関する問い合わせ先

商品券の裏面に表示

4. 利用上の必要な注意

現金との交換、払戻はいたしかねます。

5. 利用者の保護

- ①商品券の保持者は他の債権者に優先して弁済を受けることができます。
- ②優先的に弁済を受けられる限度は、発行残高の二分の一以上ですが、必ずしも全額が保全されるものではありません。

6. 発行保証金保全契約先

横浜地方法務局湘南支局

7. 保証の範囲

盗難、紛失等に関しては、当会は一切の責任を負いません。